

京都市告示第 326 号

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

平成 26 年 10 月 1 日

京都市長 門 川 大 作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する 障害区分
木村 格	(医) 一仁会 脳 神経リハビリ北大 路病院	神経内科	音声・言語, 肢体	そしゃく
小西 哲郎	がくさい病院	神経内科	平衡, 肢体	音声・言語, そ しゃく

(身体障害者リハビリテーションセンター相談課)